

変更前 (2016年5月21日版)	変更後 (2020年12月1日版)
<p>第1条 サービスの提供</p> <p>甲はサービス提供区域（以下「業務区域」という）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営に当たる。</p> <p>また、乙に次のサービスを提供する。</p> <p>第3条 契約の成立、期限</p> <p>1. 加入契約は、乙が所定の加入申込書に所要事項を記載のうえ甲に提出し、甲が承認したときに成立するものとする。</p> <p>ただし、次の号に該当する場合には、承認しないことがある。</p> <p>①各種料金の支払いを怠る恐れがあると認められるとき。</p> <p>②本約款に違反する恐れがあると認められるとき。</p> <p>③本施設の構築が困難であると判断されるとき。</p> <p>2. アパート、マンション等の集合住宅施設への加入申込みについては、原則として物件の権利を有する者（以下「家主」という）が代表して届出るものとする。</p> <p>入居者が申込み場合には、家主の承認をあらかじめ得ておくものとする。</p> <p>3. 加入契約の有効期限は、契約成立の日から契約解除または加入取消しまでの期間とする。</p>	<p>第1条 サービスの提供</p> <p><u>当社はサービス提供区域（以下「業務区域」という）において、サービス提供に必要な施設を設置するとともに、その維持及び運営に当たるものとする。</u>また、<u>加入者に次のサービス（以下「本サービス」という）を提供するものとする。</u></p> <p>第3条 契約の成立、期限</p> <p>1. 加入契約は、<u>加入者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ当社に提出（以下「申込」という）し、当社が承諾したときに成立するものとする。</u>ただし、次の号に該当する場合には、<u>承諾しないことがあるものとする。</u></p> <p>①<u>当社の提供するサービス等の料金等の義務の履行を怠っているとき。</u></p> <p>②<u>本サービスにかかわる料金等の支払いを怠るおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>③<u>加入者が申込よりも前に、当社が提供するサービス等につき当社と契約を締結したことがあり、かつ、当社から当該契約を解除もしくは停止等をされたことがあるとき。</u></p> <p>④<u>申込に際し、当社に対し虚偽の事実を通知したとき。</u></p> <p>⑤<u>加入者が未成年者であり、かつ、その親権者等の同意がないとき。</u></p> <p>⑥<u>本約款に違反するおそれがあると認められるとき。</u></p> <p>⑦<u>本施設の構築が困難であると判断されるとき。</u></p> <p>⑧<u>本サービスを提供する建物及び施設の権利を有する者（以下「物件所有者」という）から当該建物及び施設に対する本サービスの提供の承諾が得られないとき。</u></p>

<p>第4条 料金等</p> <p>3. 利用料金は、サービスの提供を受け始めた日の属する月の2ヶ月後から支払うものとする。</p> <p>7. 物価の変動、設備の更新等の理由により、甲が諸料金を改訂した場合、乙は改訂された料金を甲に支払うものとする</p> <p>第6条 利用料金の減額及び免除</p> <p>1. 乙が次の号に該当する場合は、所定の申請書に所要事項を記載のうえ甲に提出することにより利用料金を減額もしくは免除できるものとする。</p> <p>①70歳以上の独居老人または世帯主が身体障害者手帳2級以上を所持している場合は、利用料金を減額できるものとする。</p> <p>第8条 便宜の提供</p> <p>2. 乙は、加入契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者がいるときには、あらかじめ必要</p>	<p>⑨法令に違反することとなるとき。</p> <p>2. アパート、マンション等の集合住宅施設（以下「集合住宅」という）に対する申込については、原則として<u>物件所有者が代表して行うものとする。集合住宅に入居する者が申込する場合には、物件所有者の承諾をあらかじめ得ておくものとする。</u></p> <p>3. 加入契約の有効期限は、契約成立の日から<u>加入契約の解除又は加入契約の取消しまでの期間とするものとする。</u></p> <p>第4条 料金等</p> <p>3. 利用料金は、<u>原則としてサービスの提供を受け始めた日の属する月の翌々月の利用料金（日割計算はしないものとする）から支払うものとする。ただし、特定の建物等で特例の措置を実施している場合はこの限りではない。</u></p> <p>7. 物価の変動、設備の更新等の理由により、<u>当社が本サービスにかかわる料金を改定した場合、加入者は改定された料金を当社に支払うものとする。</u></p> <p>第6条 利用料金の減額及び免除</p> <p>1. <u>加入者が次の号に該当する場合（以下「減免条件充足」という）は、所定の申請書に必要事項を記載のうえ当社に提出することにより利用料金を減額もしくは免除できる（以下「減免等」という）ものとする。減免等の新規受付を2020年12月31日をもって終了するものとする。既に減免等の適用を受けており、減免条件充足している場合には当該減免等を継続するものとする。</u></p> <p>①70歳以上の独居世帯又は世帯主が身体障害者手帳1級もしくは身体障害者手帳2級を所持している場合は、利用料金を減額できるものとする。</p> <p>第8条 便宜の提供</p> <p>2. <u>加入者は、加入契約の締結について、物件所有者、その他利害関係者がいるときには、あらかじめ必要</u></p>
---	---

な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

#### 第11条 名義の変更

1. 次の場合において、乙の異動が生じる場合は、甲の確認を得て、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとする。

#### 第12条 加入契約の解除

2. 前項により加入契約を解除した場合、すでに支払われた工事費及び事務手数料については、原則として返金しないものとし、利用料金については、契約解除した日の属する月の翌月以降の料金を返金するものとする。

#### 第12条の2 初期契約解除

2. 前項の場合、甲は乙に対し、以下の費用等を請求することができるものとする。

- (1) 契約解除までに提供されたサービスの利用料
- (2) 契約解除までに実施された工事費（別表）
- (3) 契約締結費用（事務手数料）（別表）

#### 第13条 サービス業務内容の変更

必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとする。

#### 第11条 名義の変更

1. 次の場合において、加入者の異動が生じる場合は、新旧の加入者の関係が二親等以内に限り当社の確認を得て、新加入者は旧加入者の名義を変更することができるものとする。

#### 第12条 氏名等変更の届出

1. 加入者は、氏名、名称、住所もしくは居所又は請求書の送付先に変更があったときは、そのことを速やかに当社に届け出るものとする。ただし、その変更があったにもかかわらず、当社に届出がないときは、当社から加入者に行う通知又は意思表示（以下「通知等」という）は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知等をもってその通知等を行ったものとみなすものとする。

#### 第13条 加入契約の解除

2. 前項により加入契約を解除した場合、既に支払われた工事費及び事務手数料については、原則として返金しないものとし、利用料金については、加入契約を解除した日の属する月の翌月以降の料金を返金するものとする。

#### 第13条の2 初期契約解除

2. 前項の場合、当社は加入者に対し、以下の費用等を請求することができるものとする。

- (1) 加入契約の解除までに提供されたサービスの利用料
- (2) 加入契約の解除までに実施された工事費（別表）
- (3) 契約締結費用（事務手数料）（別表）

#### 第14条 サービス業務内容の変更

<p>第14条 自主放送番組</p> <p>第15条 無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止</p> <p>第16条 乙の義務違反による停止等</p> <p>1. 甲は、次の号に該当すると認められる場合は、乙に勧告のうえサービスの提供を停止もしくは加入契約を取消しできるものとする。</p> <p>①本約款に基づく規定に違反したとき。</p> <p>②本施設の管理上、特に支障があるとき。</p> <p>③公益の確保のため、特に必要があるとき。</p> <p>④乙が本施設を故意に破損したとき。</p> <p>⑤利用料金を2回分（12ヶ月分）延滞したとき。</p> <p>⑥前条項に掲げるものの他、乙が本施設の運営上著しい支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>第17条 停止等の解除</p> <p>1. 甲は、第16条に基づきサービスの提供を停止もしくは加入契約を取消したのち、乙が本約款履行を遵守した場合、サービス提供の停止もしくは加入契約の取消しを解除できるものとする。</p> <p>第18条 サービスの一時中断</p>	<p>第15条 自主放送番組</p> <p>第16条 無断使用、著作権及び著作隣接権侵害の禁止</p> <p>第17条 加入者の義務違反による停止等</p> <p>1. <u>当社は</u>、次の号に該当すると認められる場合は、<u>加入者に</u>勧告のうえサービスの提供を停止もしくは加入契約を取消しできるものとする。</p> <p>①本約款に基づく規定に違反したとき。</p> <p>②本施設の管理上、特に支障があるとき。</p> <p>③公益の確保のため、特に必要があるとき。</p> <p>④<u>加入者が</u>本施設を故意に破損したとき。</p> <p>⑤利用料金を12ヶ月分延滞したとき。</p> <p>⑥<u>加入者が当社の提供するサービス等の料金を延滞したとき。</u></p> <p>⑦前条項に掲げるものの他、<u>加入者が</u>本施設の運営上著しい支障を及ぼす行為をしたとき。</p> <p>⑧<u>加入者の行為が法令に違反することとなるとき。</u></p> <p>⑨<u>加入者が当社の許可なく加入者以外の者に本サービスを再販売もしくは提供したとき、又はそのおそれがあるとき。</u></p> <p>⑩<u>他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害したとき、又は侵害するおそれがあるとき。</u></p> <p>⑪<u>当社に提出している加入者情報その他情報について事実と反することが判明したとき。</u></p> <p>第18条 停止等の解除</p> <p>1. <u>当社は</u>、第17条 <u>加入者の義務違反による停止等</u>に基づきサービスの提供を停止もしくは加入契約を取消したのち、<u>加入者が</u>本約款履行を遵守した場合、サービス提供の停止もしくは加入契約の取消しを解除できるものとする。</p> <p>第19条 サービスの一時中断</p>
---	--

<p>第19条 故障の調査及び修理</p> <p>第20条 責任事項</p> <p>第21条 免責事項</p> <p>第22条 定めなき事項</p> <p>第23条 個人情報の取扱い</p> <p>第24条 約款の改定</p>	<p>第20条 故障の調査及び修理</p> <p>第21条 責任事項</p> <p>第22条 免責事項</p> <p>第23条 定めなき事項</p> <p>第24条 個人情報の取扱い</p> <p>第25条 約款の改定</p> <p>第26条 専属的合意管轄裁判所</p> <p><u>1. 当社と加入者の間で訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する裁判所を当社と加入者の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</u></p> <p>第27条 分離可能性</p> <p><u>1. 本約款のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令により、無効又は執行不能と判断された場合であっても、本約款の残りの規定は、完全に有効なものとして、引き続き効力を有するものとする。</u></p> <p>第28条 準拠法</p> <p><u>1. 本約款は、日本国法を準拠法とする。</u></p> <p>第29条 遅延損害金</p> <p><u>1. 加入者は、本サービスの料金の支払を怠ったときは、次項に定める方法により算出した額の遅延損害金を支払うものとする。ただし、当該料金がその支払うべきこととされた日の翌日から10日以内に支払われたときは、この限りではない。</u></p> <p><u>2. 遅延損害金の額は、未払料金額に対する年14.6パーセントの割合により算出した額とするものとする。</u></p>
---	--

	<p><u>第30条 消費税</u></p> <p><u>1. 加入者が、当社に対し、本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について消費税が賦課されるものとされているとき並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定により当該支払について地方消費税が賦課されるものとされているときは、加入者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税及び地方消費税を合計した額を併せて支払うものとする。</u></p>
--	---

その他文言の統一と見直し、目次の追加を行いました。